

本人通知制度について

- 1 本人通知制度とは、事前に登録をした者（以下「登録者」という。）に係る住民票の写し等（注1）を第三者（注2）に交付した場合に、交付した事実について通知することにより、不正請求を抑止し、不正取得による個人の権利の侵害の防止を図るための制度です。

なお、通知の対象は登録者の住民票の写し等を交付した場合に限ります。（同一の住民票等に記載のある者であっても、登録をしていなければ対象となりません。）

（注1） 住民票の写し等とは、住民票の写し（本籍の記載されているものに限る。除票を含む）、戸籍の附票の写し（除附票を含む）、戸籍謄抄本（除籍を含む）をいいます。

※本人通知制度の対象となるのは、現在の（除票・除附票・除籍の場合は直近の）住民票の写し等に限りです。

（注2） 第三者とは、本人等の代理人及び本人等以外の者（国又は地方公共団体等の機関を除く。）をいいます。本人等とは、住民票の写しについては、当該住民票に記載された者及びその者と同一世帯に属する者をいい、戸籍謄抄本・戸籍の附票の写しについては、当該戸籍又は戸籍の附票に記載された者、その者の配偶者及びその者の直系尊属又は直系卑属をいいます。

- 2 登録等の申請の受付は、高知市役所中央窓口センター及び地域の窓口センターで行います。ただし、毎週金曜日までに受け付けたものを翌週の木曜日（休日の場合は翌開庁日）に登録し、その日が登録日となりますので、あらかじめご了承ください。

なお、登録日以降の交付請求が通知の対象となります。

- 3 代理人による登録等の申請は、次のいずれかの場合に限り可能です。

- (1) 法定代理人による申請の場合

代理権を明らかにする書類（戸籍謄本、登記事項証明書等）が必要となります。ただし、本市の戸籍により確認できる場合には不要です。

- (2) 登録者が疾病その他のやむを得ない理由により自ら申請することが困難な場合
委任状が必要となります。

- 4 郵送による登録等の申請は、次のいずれかの場合に限り可能です。

- (1) 登録者が疾病その他やむを得ない理由により窓口で申請することが困難な場合

- (2) 他の市区町村に居住している場合

（郵送での申請を行う場合は、申請書、本人であることを証明する書類の写し、代理権を明らかにする書類、宛名を記載し切手を貼った返信用封筒を送付してください。）

- 5 登録を廃止するときは届出が必要です。ただし、登録者が死亡、居所不明等により住民票等が消除されたときは、登録を抹消します。

- 6 転出、転籍等により、登録事項に変更が生じたときは届出をしてください。住所の異動の届出や戸籍の届出とは別に、本制度の変更の届出が必要となります。変更の届出がない場合は、変更後の住所や戸籍は通知の対象にはなりません。

- 7 通知する内容は、交付年月日、交付した住民票等の種別及び交付通数、交付請求者の種別になります。

なお、高知市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱第7条により通知の対象とならない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

※ 受付後記入欄

登録日	年	月	日
-----	---	---	---

高知市本町5丁目1番45号
高知市中央窓口センター
電話 088-823-9432